

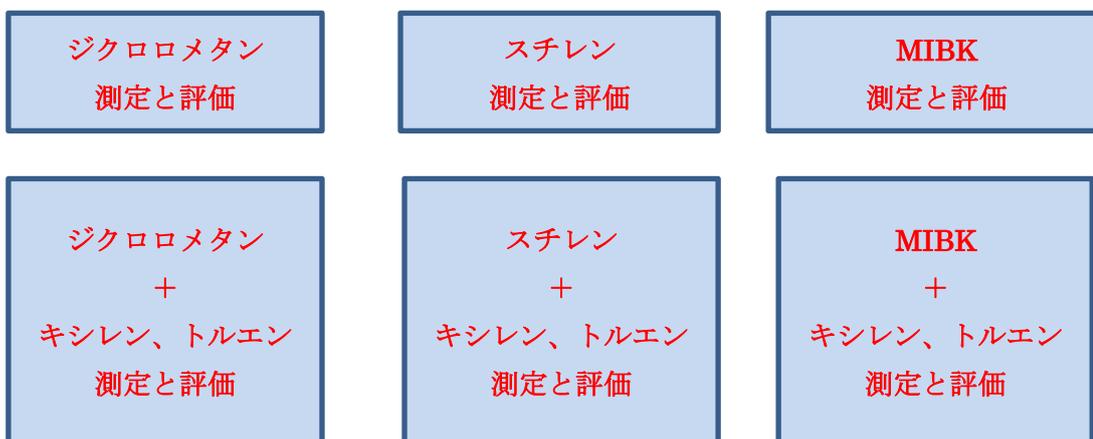
発がんのおそれのある有機溶剤（特別有機溶剤）

に係る作業環境測定評価方法について

【エチルベンゼン方式で評価するとした場合】

特別有機溶剤及びその混合物を「エチルベンゼン等」に追加した場合、特化則第 36 条及び第 36 条の 5 に基づき、単品の評価以外に特別有機溶剤ごとに混合溶剤との評価が必要である。

(例) ジクロロメタン、スチレン、メチルイソブチルケトン (MIBK)、キシレン、トルエンの混合溶剤の場合



混合溶剤として 3 回評価しなければならず、混合物全体としての評価が行われな
い。

【見直しの方向性】

(1) 評価の対象

単品及び混合物全体の評価を行うこととすることでよいか。



(2) 評価の方法

作業環境測定基準第2条第4項に規定する有機溶剤の混合物に係る評価方法と同様の方法を用いることによいか。

【作業環境測定評価基準】

第2条

1～3 省略

- 4 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤(特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)第三十六条の五において準用する有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)第二十八条の二第一項の規定による作業環境測定の結果の評価にあつては、エチルベンゼン及び一・二-ジクロロプロパンを含む。以下この項において同じ。)を二種類以上含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定点ごとに、次の式により計算して得た換算値を当該測定点における測定値とみなして、第一項の区分を行うものとする。この場合において、管理濃度に相当する値は、一とするものとする。

$$C=(C1/E1)+(C2/E2)+\dots$$

(この式において、C、C1、C2……及びE1、E2……は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 換算値

C1、C2…… 有機溶剤の種類ごとの測定値

E1、E2…… 有機溶剤の種類ごとの管理濃度)